

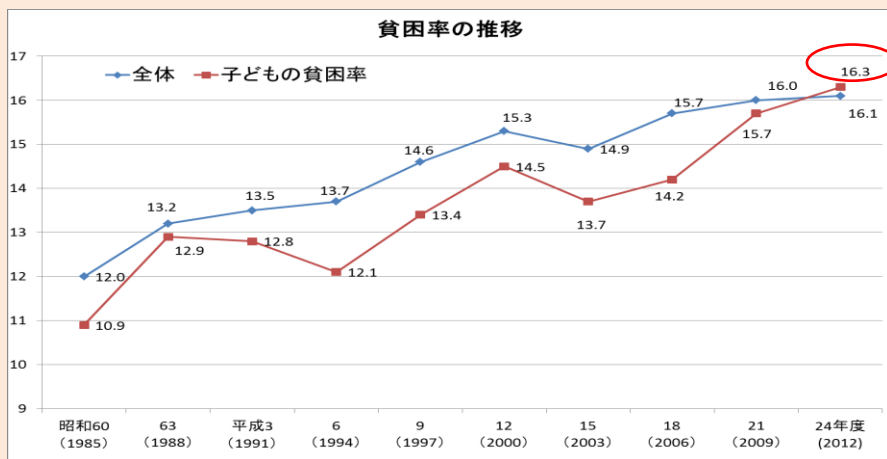
# 青森県子どもの貧困対策推進計画(素案)概要

## 第1章 計画策定の趣旨

### ■ 計画策定の趣旨

#### 子どもの貧困の現状

- ・我が国の子どもの貧困率は、近年上昇傾向(H24年16.3%)
- ・子どもたちの将来が生まれ育った家庭の事情によって左右される貧困の連鎖が生じている。



#### 国の子どもの貧困対策

- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行
- ・「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

#### 子どもの貧困対策の推進に関する県計画の策定

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県

### ■ 計画の基本方針と期間

#### ○基本方針

大綱に示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点項目を柱として具体的な施策を体系化

#### 教育の支援

すべての子どもが、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境を整備

#### 生活の支援

子どもたちが、安定した生活を送り健やかに成長していけるよう、保護者も含めた生活面の支援

#### 保護者に対する就労の支援

保護者が就労により一定の収入を得ることによる世帯の生活の安定

#### 経済的支援

各種手当の給付や貸付制度による支援は、世帯の生活の下支えとして、貧困対策の重要な条件

#### ○計画期間

本県の子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間が概ね5年間となっていることを踏まえ、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とする。

### ■ 計画の位置づけ

- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に定める都道府県計画
- ・母子父子寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

### ■ 進捗管理

計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理

## 第2章 子どもの貧困に関する指標

No.	指標	青森県	本県の指標設定の方向性
1	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	88.9%	
2	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.0%	
3	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	19.5%	
4	生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	3.4%	
5	生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	66.3%	
6	児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.7%	
7	児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	0.0%	
8	児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	11.8%	
9	児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	82.4%	
10	ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)	母子世帯 63.2% 父子世帯 48.6%	
11	ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後)	-	本県の現状値を調査により把握する
12	ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後)	-	本県の現状値を調査により把握する
13	ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後)	-	本県の現状値を調査により把握する
14	ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後)	-	本県の現状値を調査により把握する
15	スクールソーシャルワーカーの配置人数	16人	
16	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	18.9%	
17	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	65.0%	
18	就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	-	確認中
19	就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	-	確認中
20	青森県育英奨学会奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	-	
21	母子父子寡婦福祉資金修学資金貸与希望者のうち、資金貸与を認められた者の割合	母子世帯 95.8% 父子世帯 100%	
22	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	90.7%	
23	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	95.1%	
24	子供の貧困率	16.3%	都道府県別データなし
25	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	都道府県別データなし

国の大綱をもとに、23指標を設定  
現状値のない指標については、調査等により把握する。

# 第3章 計画の推進のために取り組む施策

＜教育の支援＞	
1	学校をプラットフォームとした総合的な支援
	(1) 学校教育による学力保障 (2) 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 (3) 地域における学習支援 (4) 高等学校等における就学継続のための支援
2	貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上
3	就学支援の充実
(母)	(1) 義務教育段階の就学支援の充実
(母)	(2) 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
	(3) 特別支援教育に関する支援の充実
4	大学等進学に対する教育機会の提供
	(1) 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 (2) 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
5	生活困窮世帯等への学習支援
6	その他の教育支援
	(1) 子どもの食事・栄養状態の確保 (2) 多様な体験活動の機会の提供
(母)	(3) 子育てや修学等に関する相談体制の充実

＜生活の支援＞	
1	保護者の生活支援
(母)	(1) 保護者の自立支援
(母)	(2) 保育等の確保
(母)	(3) 保護者の健康確保
(母)	(4) 母子生活支援施設等の活用
2	子どもの生活支援
	(1) 児童養護施設等の退所児童等の支援 (2) 食育の推進に関する支援 (3) ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
3	関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
	(1) 関係機関の連携
4	子どもの就労支援
	(1) ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 (2) 親の支援のない子ども等への就労支援 (3) 定時制高校に通学する子どもの就労支援 (3) 高校中退者等への就労支援
5	支援する人員の確保等
	(1) 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 (2) 相談職員の資質向上
(母)	(3) 関係民間団体の支援
6	その他の生活支援
	(1) 妊娠期からの切れ目ない支援等
(母)	(2) 住宅支援

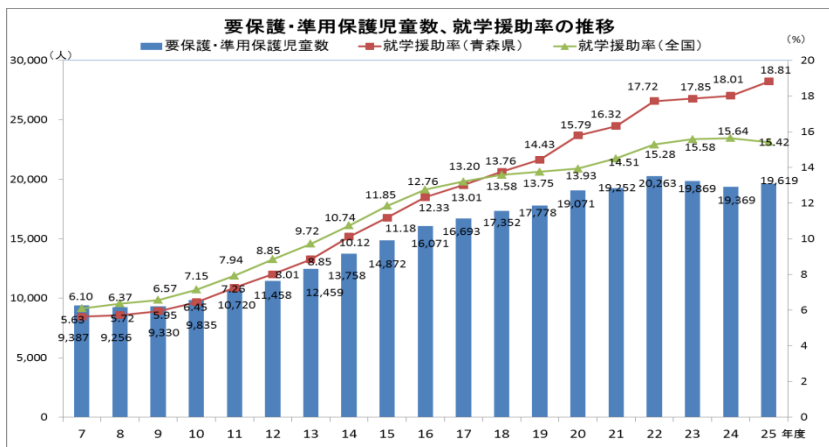
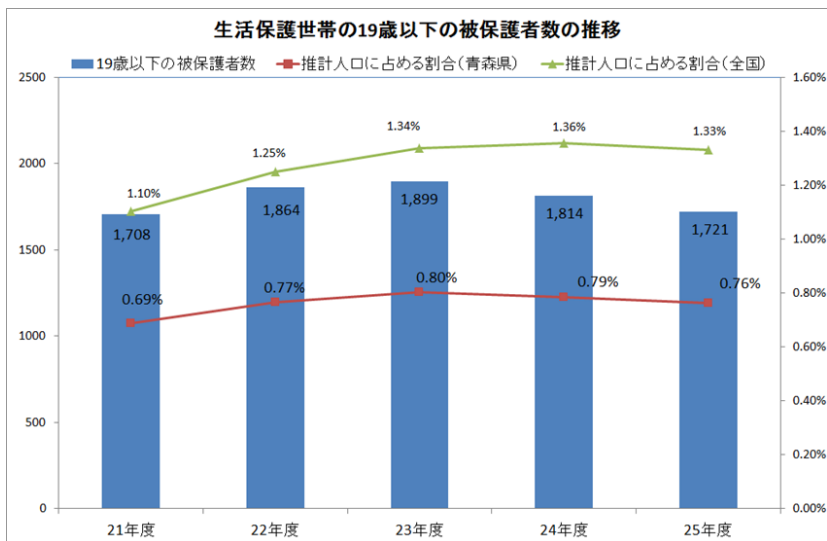
＜保護者に対する就労の支援＞	
(母)	(1) 親の就労支援
(母)	(2) 親の学び直しの支援
(母)	(3) 就労機会の確保

＜経済的支援＞	
	(1) 児童扶養手当等による子育て世帯に対する経済的支援 (2) ひとり親家庭の支援施策についての調査研究
(母)	(3) 母子父子寡婦福祉資金
	(4) 教育扶助 (5) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
(母)	(6) 養育費の確保に関する支援
(母)	(7) 経済的負担の緩和

注) 着色部分は「青森県母子家庭等自立支援推進計画」と重複する項目

# <資料編>

## 子どもの貧困を取り巻く現状



## 事業編

### 青森県子どもの貧困対策推進計画 事業編

(例示)

#### <生活の支援>

##### 1 保護者の生活支援

###### (1) 保護者の自立支援

○生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、新たに設置された自立相談支援機関において、複雑な課題を抱えて生活に困窮された方からの相談を受け付けます。相談受付後は個々の課題に応じて、適切な関係機関につなぐほか、自立相談支援機関が支援することが適切な場合は、支援プランを作成した上で当該プランに基づき就労支援など自立のための支援を行います。	健康福祉政策課
○青森県母子家庭等就業・自立センター事業(就業支援講習会等) 母子家庭等の自立に向けた就業支援として、就業準備や離転職、就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための講習会を開催しています。	こどもみらい課
○ひとり親家庭等医療費助成事業 ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図ることを目的として、市町村が実施する、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童を対象とした医療費助成事業に対して、市町村の助成額の2分の1を補助しています。	こどもみらい課 こどもみらい課

###### (2) 保育等の確保

○一時預かり、延長保育、病児保育促進事業 (一時預かり事業) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。 (延長保育促進事業) 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。 (病児保育) 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に子どもの保育にあたります。	こどもみらい課
○放課後児童健全育成事業 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こどもみらい課
○放課後こども教室推進事業 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、スポーツ・文化活動等の体験活動、地域住民と交流活動等の取組を実施します。	生涯学習課

###### (3) 保護者の健康確保

○ひとり親家庭等医療費助成事業 ひとり親家庭等の児童及びその父又は母の健康保持と福祉の増進を図ることを目的として、市町村が実施する、母子家庭及び父子家庭の母又は父及び児童(18歳に達した年度末まで)、並びに父母のいない児童を対象とした医療費助成事業に対して、市町村の助成額の2分の1を補助しています。	こどもみらい課 こどもみらい課
○妊産婦情報共有システムの運用 安全な妊娠・出産環境をつくり、子どもを健全に育てるため、妊婦連絡票による医療と保健の連携体制を充実させて妊娠初期から産褥期までの妊産婦及びその家族に対して一貫した支援を行うことを目的として、妊産婦情報共有システムを構築しています。	こどもみらい課 こどもみらい課